

対象期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

専門部会 第58回(令和2年11月27日開催)～第64回(令和5年5月12日開催)

区分	専門部会	四半期又は半期ごとの主な意見
ゆりかごの 使われ方	第59回	ゆりかごの中に子どもを入れない預け方をした預け入れ者の行為は、やはり危険性を発生させているという意味で、基本的には刑事法上違法と判断するしかないと思っている。扉の中に入れていない限りは違法だと思っている。
	第59回	預け入れについて、ゆりかごの中に子どもを入れてください、ということは強調した方がよい。
	第59回	安全に子どもが保護されないようなゆりかごの利用の仕方は、ゆりかごの主旨や目的に反しているということは明白。
	第59回	ゆりかごの扉の中に子どもを入れることによって、病院の職員は赤ちゃんが来たということが分かる。扉の中に入れていないと分からないということ、きちんと周知しておくことが必要。
	第60回	ゆりかごへの預け入れ事案について、児童虐待防止法に基づき、通告をすることは刑法の秘密漏示罪には当たらない。関係機関に情報提供することは犯罪ではないことは明白であり、このことは専門部会の当初からの一貫した見解である。
	第61回	ゆりかごで救われる命がある一方で、ゆりかごがなくても命が救われるような体制を作っていくことが望ましい。
	第63回	実母に対し身元情報の提供を求めることは、ゆりかごへの預け入れに対するハードルを上げかねないため、そうならない方法を今後検討していきたい。
相談・支援	第61回	預け入れられた子どもが、その後どのように養育され、生活をしているのかが気になった。
	第62回	ゆりかごに子どもを預け入れた家庭に対し、養育支援のみならず生活支援を誰がどのように行うかについてもしっかり考えていくことが重要である。
	第64回	事例によっては、母と母方祖母とを切り離して、その関係を調整することで実母が子どもを養育できることもあるのではないか。
	第64回	産前産後のケアとして、母子へ居場所を提供しながら、出産・子育てを支援する機関があるが、ここに妊婦が一時的に寄留して、実家や児の祖母から離れることができれば支援者が介入し、親子関係や実家との関係を調整することができるかもしれない。

区分	専門部会	四半期又は半期ごとの主な意見
出自	第63回	ゆりかごに預け入れられた子どもへの真実告知については、子どもがゆりかごに預けられたことについて養親が肯定的に伝えるかどうかで子どもの受け取り方も違いが出る。そのため、子どもがゆりかごに預け入れられたことを周囲に話した際の反応も気になる。「ゆりかごへの預け入れにより子どもの命が救われてよかった」と社会全体の認識を肯定的なものに変えていく必要がある。
	第60回	民事上、ゆりかごが違法と評価されるかは、今後の課題になるだろう。仮に、ゆりかごに預け入れられた子どもが、自らの出自を知ることができなくなったのはゆりかごのせいであるとして、民事上の損害賠償責任を追及する訴訟を提起した場合、ゆりかごによって出自を知ることができなくなったことが裁判所において違法と判断されるかは未知の問題である。
	第61回	出自を知る権利にどれだけ慈恵病院が関わっていくか、議論をしておかなければならない。
匿名性について	第60回	預け入れ者の匿名性の保証は、あくまでゆりかごへ預け入れる場面でのことにすぎない。預け入れられた子どもは児童福祉法上、要保護児童となるため、児童相談所が保護者を探し、接触することは当然の業務である。慈恵病院には、そのための情報を集めていただきたい。児童相談所は、ゆりかごの事例も、要保護児童として受理した他の事例と同様、粛々と対応していただきたい。
児相の役割	第60回	ゆりかごへの預け入れ事案は、虐待事案である。親子の両方に接触し、親子の再統合の可否や、他に里親養育等の道を探すべきかの判断をするために、親子に関する事実調査は不可欠である。児童相談所は、親子関係の調整を図っていくための仕事を担うべきである。
社会問題	第58回	男性が妊娠を知ったら逃げるパターンについては、男性の意識の問題がある。
	第59回	障がいのある子どもの預け入れについて、全ての子どもの人権問題として、我々としてどう考えていくのか。ゆりかごに限らず、社会としての問題だと考える。
	第59回	男性が妊娠を知ったら逃げるパターンについては、男性の意識の問題がある。
	第59回	権利の主体ではあるが、なかなか主体的に権利を主張できない方の人権を図るという意味では、ゆりかごの問題に関わる大人の責任は非常に大きい。
	第60回	子どもの権利を守るために、国に働きかけ、法律を作るというのは重要で、まずは法的にゆりかごの問題が国会で議論されることが必要である。